

## 第4回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和4年6月8日(水) 午後2時00分～午後3時27分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3階 中議室
3. 出席委員 **【農業委員】**(13人)  
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 江口千寿、4番 山下理恵、  
5番 濱口佳史、6番 金子俊博、7番 橋田美和、8番 伊芸精一、  
9番 松本昌子、10番 垣谷征志、11番 酒井幸男 12番 福留康弘、  
14番 吉尾好一  
**【推進委員】**(7人)  
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 若藤陽介、4番 宮川建作、  
5番 小橋誠一、6番 尾崎澄夫、7番 西村節男  
(事務局：事務局長 渡辺 、書記 藤本)
4. 欠席委員 13番 ハジィフ泉
5. 議事日程
  - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
  - (2) 各議案の審議  
議案第1号 農地法第3条許可申請(農業委員会会長許可)について(2件)  
議案第2号 非農地証明願について(9件)  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について  
議案第4号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
  - (3) その他の討議・報告事項について

議長　それでは、時間も来ましたので、1名ちょっと遅れるということですが、だいたい予定の人員も揃いましたので、これより6月の定例会を始めたいと思います。コロナウイルス、幡多の方で大変こっちの方が高知市よりか多いゆうことで、大変心配をしておりますが、皆さま方十分に気をつけて。また病院の方にも初診の方、なかなか見てくれないというような、他の病気でも。ゆうようなことがあるそうでございますので、十分に気をつけていただきたいと思います。

また今日は貴重な時間、定例会議、お集まりをいただきました。今日はまた出席率も良くて、1名欠席ということでございます。

引き続き、なるべく欠席しないように定例会に出席をお願いしたいと思います。

大変簡単ですが、開会の挨拶と致します。

それでは早速議事に入りたいと思います。

今日、欠席者、〇〇さんが一人欠席ということになりまして、〇〇君、ちょっと遅れるということでもあります。

今日の議事録署名人ですが、〇〇君と〇〇君をお願いしたいと思います。

小谷君来ましたんで、それでは早速議事に入りたいと思います。

それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請について2件出ておりますが、1番より事務局の方から説明をお願いします。

事務局　それでは説明させていただきます。

事務局から説明させていただきますが、まずですね、今日、会長の方からもありましたように幡多郡中で感染状況がかなり拡大している状況を考慮して、本来の会場から変更してもらいまして、またこういうふうにあクリル板などもつけさせてもらいました。大変窮屈でご不便をおかけするかと思いますが、皆さんすいませんがご協力よろしくお願い致します。

それとですね、女性委員の方々にご連絡したんですけども、農業者年金にかかる年に1回の会議を、今日、開催させてもらいたいということでしたが、こういった状況でできる限り時間短縮をとということですので、ちょっと延期させてもらいまして、また、次回以降調整させてもらいますので、申し訳ありません、急な予定変更ですみませんが、よろしく申し上げます。

それでは、議案の方に入らせていただきます。

1ページをお願いします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、2件出ております。

番号1番、譲渡人、〇〇〇〇さん。

譲受人、〇〇〇〇さんです。

申請地としまして、黒潮町入野字山柁ノ木、畑 304 m<sup>2</sup>。

同じく入野字山柁ノ木、畑 353 m<sup>2</sup>となっております。

理由としまして、所有権の移転、売買となっております。

4 ページをお願いします。

まず、航空写真なんですけども、場所の方が早咲の平成団地の辺りとなっております。前回〇〇さんからですね、3 条申請があったんですけども、そのちょうど裏手の場所ということになります。ちょっと林のようになっているところで、今回の場所のちょっと上あたりが以前申請が出てたところになります。

正面には見ていただくとおり、葉タバコの生産組合がある場所になります。

では 5 ページがゼンリンの地図となっております。

6 ページが拡大の航空写真です。

場所としましては、かなり木が生い茂っている場所ですけれども、こちらを切り開いて耕作していきたいということです。

続きまして、7 ページが公図となっております。

続きまして、8 ページが現況写真です。葉タバコの生産組合の辺りから撮った写真がこちらになります。

続きまして、3 条調査書ですが、ちょっと聞き取りなどをしておりましたので、今日、お手元に配らせていただきました。

こちら読み上げさせていただきます。

譲受人、〇〇さん。譲渡人、〇〇さんです。第 2 項第 1 号全部効率利用の面につきまして譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農作業に従事する状況等からみて耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。農作業従事者として、ご本人とお子さんとなっております。所有機械として、トラクターが 1 台、軽トラが 1 台となっております。

第 2 号については適用ありません。

第 3 号についても適用がありません。

第 4 号、農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要が日数について、作業に従事するものと見込まれます。年間 150 日の農作業従事日数となっております。

第 5 号、下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積、30a を超えております。今回の取得分を含めて、1 万 9,119 m<sup>2</sup> となっております。

第 6 号、転貸禁止については該当はありません。

第 7 号、地域調和に関しましては、所有権移転後は果樹の栽培を予定しており、周辺農地への影響はないものと考えられます。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明あればお

願います。

〇〇委員 5月の31日に〇〇委員と〇〇さんと直接会って、話をすることができました。

〇〇さんですが、6ページを見てもらったら、耕耘する上の方が谷みたいになっておるけど、そこは自分の土地やそうです。そこの土地を耕耘したところを谷の方に土を入れていって、畑として使いたいということでした。以上です。

議 長 〇〇さんの方でも説明がありましたが、この件につきましてなんか質疑質問等がある方挙手願います。

8ページの写真はなんかミカンみたいな木があるがですが手前に。今回の赤線の手前ですね。これは〇〇さんのですか。

〇〇委員 違います。

事務局 〇〇さん。

議 長 なんかこのことにつきまして質疑ありませんかね。

〇〇委員 航空写真なんかで見ればすごく山林になってる感じがですけど、現状は耕作できるような山林になっしょうがですか。

事務局 現況写真ではわかりにくいですがけれど、この果樹の畑の奥のこの竹林のところが場所になります。

議 長 〇〇さんですんで、重機等で切り開くと、そういうことだろうとは思いますが。その開いた後の耕作については間違いなくするがですか。

〇〇委員 谷を埋めて同じような高さにして、耕作して使いたいという話でした。

〇〇委員 今すぐどうこうという話ではない。将来的な話。

議 長 他に何か、質疑ありませんかね。

〇〇委員 6ページの現場、航空写真見たら、完全に山としかとれんのやけど、今度8ページになったらミカンが植わっしょう。

議 長 これは別な〇〇が作っちゃるがです。〇〇がそのミカンの方は作って、この赤線の分、この奥の山よね、の方を3条許可申請に入れちよると。

事務局 すいません、ちょっと現況写真がわかりにくいがですけど。

議 長 手前から撮っちゃる。

事務局 すいません、ちょっと見えにくいです。申し訳ありません。

議 長 3条ですので、言うたら3年3作にならないかんというようなことがありますんで、また随時担当委員さんの方が確認をお願いしたいと思います。

他に何かないですかね。

(意見なし)

ないようでしたら承認を受けたいと思います。3条許可申請の1番につきまして承認されます方挙手願います。

挙手全員です。

3条許可申請1番につきましては承認をされました。

2番ですが、〇〇君が当人でございますので、ちょっと解説をお願いしたいと思います。

それでは、3条許可申請の2番につきまして、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 1ページをお願いします。3条申請番号2番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町出口字四ツ辻、畑300㎡となっております。理由としましては、所有権の移転、売買となっております。

9ページをお願いします。航空写真なんですけども場所としまして、前回形状変更届が出て、畑のかさ上げをした場所になります。見ていただくとおり、三浦小学校前の共同墓地のすぐそばの畑になります。

10ページがゼンリンの図面となっております。

続きまして11ページが拡大の航空写真です。すいません、こちら赤い枠で囲ってありますが、ちょっとごめんなさい、囲み方を誤ってまして、囲んでいる一番下の区画、ここがちょっと除外になります。個々の区画以外の上の枠が今回の該当の土地となりますので、少し修正をお願いします。

議 長 ここは法面ですかね。

事務局 12 ページの公図と照らし合わせていただけたらわかると思いますが、507 が含まれないということになっております。

〇〇委員 墓寄りの方が 507？

事務局 そうですね。

議長 墓地の方でなくて反対側の方、山の方、三角になったところは最後ですけど、墓地に寄ったとこの区画が斜線であれしちょうどが入らんと。別のところということ。

事務局 続きまして、13 ページと 14 ページが現況写真となっております。前回形状変更が出て、畑のかさ上げをした跡となっております。

続きまして、農地法の第 3 条調査書を読み上げさせていただきます。

議案第 1 号受付番号 11 番と書かれたものです。譲受人、〇〇さん、譲渡人、〇〇さんです。第 1 号、全部効率利用の面につきまして、譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。施業従事者として、ご本人となっております。所有機械として、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、管理機 1 台となっております。

第 2 号については適応ありません。

第 3 号につきましても適応はありません。

第 4 号、農作業常時従事の面につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、作業に従事するものと見込まれます。年間 365 日の従事日数となっております。

第 5 号、下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積、30a を超えております。今回の取得分を含めて、1 万 2,321 m<sup>2</sup> となっております。

第 6 号につきましても該当はありません。

第 7 号、地域調和につきましては、譲受人は申請地付近に農地を持っており、効率的に耕作を行うために当該申請地を譲り受け、一帯として耕作、野菜を耕作することとしています。周辺農地への影響はないものと考えられます。

事務局からは以上です。

議長 事務局の方より説明がありました。担当委員の方が、担当委員は私でございます、連日、〇〇君と一緒に現地にも行って話も聞きました。すでに、4 月でした

かね、〇〇君から、形状変更のお願いが届きまして、綺麗に畑として整備されております。一部野菜等も植わっておりました。特に周辺にも問題はないということをごさいますて、近くにちょうど〇〇君の畑もありまして、同じように作るということをごさいますんで、別に問題ないかと思ひます。

私の方からは以上ですが、何かこの件につきまして、質疑質問いる方は挙手願ひます。ないですかね。

〇〇委員 前からあれやったかね、年間の従事日数よ、365日って書けるがかね。

議 長 いや、書いてない。

事務局 150日以上ならオーケーながですけど。

議 長 365日言うたら毎日ということ。かなり従事日数はかなりあると思うがやけど。365日かどうかはちょっとわかりません。

〇〇委員 11ページのところの赤いので囲うちょうところよね。下の方はのけるということやけど、これ直線になってますがね。囲んじゅうところは。実際は違うがやろ。この上の方は12ページのよね、直線やないやいか。直線を作るだけやいか。違うか。

議 長 いや違う違う。法になった部分もあるがやけど。

〇〇委員 六角やろ、直線じゃないろ。

事務局 そうですね、構図で見たらそうですね。言うたら左側に膨らんじょうということですかね。ちょっと確認しましょうか。

議 長 たぶんね、この膨らんじょうがはね、この降りちょうところの法面の部分がこうきちょうがやと。整地しちよらんと法がどうしてもいるけん。そこじゃないろかと。そこの上の畑にしちょうところはかなりまっすぐに平坦にしちょう。

事務局 確認しました。お待たせしました。

12ページの構図のとおり少し膨れているようになっているのが現状のようです。なのですいません、この11ページの赤い枠でいうと、先の方がちょっと左側がふくれているというのが正しい図面になります。

議長 いいですかね。他に何か質問ありませんかね。ないですかね。ないようでしたら承認を受けたいと思います。3条許可申請の2番につきまして承認されます方挙手願います。挙手全員です。

2番につきまして承認をされました。

それでは議案第2号、非農地証明願いにつきまして9件出ておりますが、1番を除いてあと出口地区でございますが、1番より説明をお願いします。

事務局 1ページお願いします。

非農地証明願です。

番号1、願出人、〇〇〇〇さんです。

願出地としまして、黒潮町拳ノ川字下屋敷、田78㎡。同じく拳ノ川字下屋敷、田137㎡。同じく字下屋敷、田331㎡。

願出理由としまして、平成12年ころから事情により耕作をやめており、現在は石まじりの土地となっており、耕起できない状況となっているとのことです。

15ページからお願いします。

まず航空写真ですけども、拳ノ川の下の方に拳ノ川診療所、それから少し右上にこぶしのさが見えておりますが、そこを北上していった町道沿いの場所になります。こちらはですね、平成12年頃に4条申請を許可が降りていたんですけども、実行をしない、宅地だったんですが、家を建てないまま、おいていたということで、許可がおりていただけの状態となっていたわけです。

それで県に問い合わせたところ、実行してないので、許可は無効になっている。なので、改めて非農地証明が必要ということで、県の方からも話がありましたので、今回提出していただいたものです。

許可書の中に工期、工事がだいたいいつぐらいまでって入ってますので、それが期間としたものです。

16ページがゼンリンの地図となっております。

続きまして17ページが拡大の航空写真となっております。筆ごとにわけるとこのようになります。

続いて18ページが構図となります。

続きまして19ページが現況写真となります。このように碎石なども入れて締め固めておりますので、なかなか耕作は難しい状況と思われれます。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明があればお願いします。



〇〇委員 事務局が言うた通りです。

議 長 補足特にないと。事務局が言うた通りということでございますが、その件につきまして何か質疑、質問ある方は挙手願います。

ほとんど宅地化みたいになっておりこのとおりでございますが。

ないですかね。

(質疑なし)

ないようでしたら承認願いを、1番に続きまして、承認を受けたいと思います。

非農地証明の1番につきまして、承認をされます方挙手願います。

はい、挙手全員です。

1番につきまして承認されました。

つづきまして2番から8番ですかね、同じ出口地区の、2番から8番まで同じ地区でございますので、一括して説明をお願いします。

議 長 別冊でお配りしました別紙資料1とか2とか書かれたゼンリンの地図の資料をお願いします。ゼンリンの図面に航空写真をつけていますが、位置関係がゼンリンにおとしている資料1、2というような位置関係になってます。すいません資料見ながら一括で説明をさせていただきます。

こちらすべて、非農地証明後に売買の予定ということで、4番に願出人となっております〇〇さんが取得される予定とのこと。全般に、〇〇さんの作業場の付近になってまして、恐らくそういったことで取得されるんだというふうには思ってます。

まず、番号2番です。

願出人、〇〇〇〇さんです。

願出地としまして、黒潮町出口字ウ子サキ北ノ谷、田 261 m<sup>2</sup>。同じく字ウ子サキ北ノ谷、田 462 m<sup>2</sup>です。

願出理由としまして、少なくとも30年以上前から耕作されておらず、現在は雑木等が繁茂しており、農地への復旧は困難であるとのこと。

20ページをお願いします。

議 長 もうええことない、同じ場所やき。場所は一緒やけん。

事務局 わかりました。すいません、最初の1ページ2ページを順次読み上げさせていただきます。

続きまして番号3番、願出人、〇〇〇〇さん。

願出地としまして、黒潮町出口字神楽田、田 82 m<sup>2</sup>。理由は先ほどと同じとなって

ます。

続いて番号4番、願出人、〇〇〇〇さん。

願出地としまして、黒潮町出口字カイモリ口、田 132 平米。同じく字カイモリ口、田 466 m<sup>2</sup>。同じく字ウネサキ北ノ谷、田 234 m<sup>2</sup>。同じく字ウネサキ北ノ谷、田 152 m<sup>2</sup>。同じく字大ツエ西ノ谷、田 125 m<sup>2</sup>。同じく字大ツエ西ノ谷、田 461 m<sup>2</sup>。同じく字大ツエ西ノ谷、田 72 m<sup>2</sup>。同じく字大ツエ西ノ谷、田 26 m<sup>2</sup>。同じく字長吉谷、田 515 m<sup>2</sup>。同じく字長吉谷、田 128 m<sup>2</sup>となっております。

続きまして番号5番、願出人、〇〇〇〇さんです。

願出地としまして、黒潮町出口字ウネサキ北ノ谷、畑 19 m<sup>2</sup>。同じく字中森、畑、158 m<sup>2</sup>。同じく字中森、畑、224 m<sup>2</sup>。同じく字神ノ元、畑、158 m<sup>2</sup>。同じく字神ノ元、畑、33 m<sup>2</sup>。同じく字神ノ元、田、79 m<sup>2</sup>。同じく字神ノ元、田、495 m<sup>2</sup>。同じく字ミトボリ、畑、19 m<sup>2</sup>です。

続きまして番号6番、願出人、〇〇〇〇さんです。

願出地としまして、黒潮町出口字柿谷、田 122 m<sup>2</sup>。同じく字柿谷、田 125 m<sup>2</sup>です。

続きまして願出人7番、〇〇〇〇さんです。

願出地としまして、黒潮町出口字神楽田、田 23 m<sup>2</sup>です。

3ページお願いします。番号8番、願出人、〇〇〇〇さんです。

願出地としまして、黒潮町出口字カイモリ口、田 99 m<sup>2</sup>。同じく字神楽田、田 314 m<sup>2</sup>となっております。

全体写真、資料1及び2を見ていただきまして、それから尚ですね、20ページ以降に現況写真もつけてますので、こちらも見ても判断していただけたらと思います。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で何か。

〇〇委員 これは、願出理由として30年以上前からゆうことになりすけど、実は60年以上前からです。というのは、それは俺らは遊びのルートでして、シイの実とか、アケビとか、イタデとか採るのがルートの一つでした。当時は、小さいながらも田んぼが全部平にあったがですけど、その当時は全部が小さいので手で耕作したり、牛でかいたりという形で田んぼつくっちゃったと思います。ちょうどその後、耕運機が入ってきまして、牛やったらその田んぼへなんとか入るけど、耕運機へ入れる道がないということで、自分が知ったのは60年前ですけど。毎日通りよりましたので。その時点でもう荒れてましたので、約70年前からもう放棄してると思います。

以上です。

議 長 今、〇〇委員の方よりも、ずっとこれ以上前から耕作されてない、現況は山ということでございます。現場はちょうど〇〇が土場にしておりますが、土をとったりあれしたりしちょうどこの。こないだ社長に会うて聞く機会があったんで、どっちぞゆうて聞いたら両方ゆうて。土場がありまして右も左も両方ですということでございます。土採ったり埋めたりした後は面積は広いので県の方の許可もいるということで、県の方の許可は問題なくもろうたということでございまして、それが済んだ後は畑に戻すと。重機でかいて現在〇〇さんがみかんを植えますので。土場のところ。そういうふうにして畑に戻すけんええわええというような話もちらっと聞きました。現況はほとんど農地ではなくて、耕作放棄ではなくて山です。

なにかこの件について質疑。

〇〇委員 これ写真がついちょうけんど齋場のすぐ南やけん。わかりやすいと思う。

議 長 現在齋場の下の方に皆さんご存知と思いますけど、〇〇建設の土場、土というか。

事務局 別紙資料1を見ていただいたら、齋場のちょっと下側に位置関係がわかるかと思えます。

〇〇委員 盛土にしよう。盛土とか切り取りとかいろいろやりようがですね。

議 長 そうそう、あそこで土建屋さんらが土とったり、余分な土を持ってきて埋めたりとか、そういうようなことです。

〇〇委員 面積的なこともあるろうけど、とってのけたら問題ないと思うけど。

議 長 県の方はもう許可もろうたけん、問題はないと。そういうことです。

〇〇が買い取って土場として利用して、その跡地をミカンなり埋めるなり整地をしてまた畑に戻すけんというようなことを聞きました。

〇〇委員 さっきも言うたけんど、面積が広い、県の許可が。

議 長 県の許可は先にもろうた。社長の方から確認済です。

何かこの件について質疑ありませんかね。ないですかね。

(質疑なし)

ないようでしたら承認を受けたいと思います。

それでは、非農地証明願の2番から8番につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手全員です。

非農地証明願2番及び8番まで承認をされました。

続きまして、非農地証明願の9番、事務局の方よりお願いします。

事務局 3ページお願いします。

非農地証明願番号9番、願出人、〇〇〇〇さん。

願出地としまして、黒潮町入野字松尾谷、畑326㎡です。

願出理由としまして、少なくとも平成14年ころから耕作されておらず、現在は雑木等が繁茂しており、農地への復旧は困難であるとのこと。

52ページからお願いします。航空写真なんですけども、場所としまして、錦野団地の東の端の方でやや下り始めたあたりの場所となっています。

53ページがゼンリンの地図となっています。このゼンリンの地図の願出地のやや上に田中さんという方の家が見えておりますが、非農地後はこちらの方に売買を予定しているとのこと。

続きまして54ページが拡大の航空写真となっております。

続きまして55ページが公図となっております。

続きまして56ページが現況写真となっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明。〇〇さん。

〇〇委員 5月の31日に〇〇議員と現場を見に行きました。56ページの写真を見てもらったらわかると思いますが、荒れ放題荒れています。これでは耕作は無理ですねという話を〇〇議員として帰ってきました。以上です。

議長 なかなか耕作するには無理じゃろうかというようなことですが、何かこの件につきまして質疑質問のある方挙手願います。

この〇〇さんの方から売買ということやけど、〇〇さんは家かなんか建てるがやろうか。

事務局 そうですね、売買後の予定をすいません確認をしてなかったんですが。

議 長 この家よね、この家の人が。

事務局 そうですね、はい。

議 長 間にこの森みたいなもんがあるけど。

事務局 そこもゆくゆくは売買を検討していると。

議 長 質疑質問ありませんかね。

ないですかね。

(質疑質問ない)

ないようでしたら非農地証明願の9番につきまして承認を受けたいと思います。承認されます方挙手願います。

挙手全員です。

非農地証明願の9番につきまして承認をされました。

続きまして議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 議案第3号と書かれた資料をお願いします。

こちら利用権の設定となっております。

1ページから説明をさせていただきます。

整理ナンバー4-11(大方4-11)、貸付人、〇〇さん。借受人、高知県農業公社となっております。場所としまして、出口字新長谷です。

場所が竹島へ行く途中の農地となっております。こちら面積638㎡で内容として果樹。10aあたりの借賃が〇〇となっております。上記こちら4-11は個人の農業中間管理機構とで利用権設定後、〇〇と利用権を設定することとなっております。

続きまして2ページをお願いします。整理ナンバー4-12(大方4-12)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、高知県農業公社です。

同じく4-13(大方4-13)、貸付人黒潮町浮鞭、〇〇さん。こちら借受人、同じく高知県農業公社です。

続きまして4-14(大方4-14)、貸付人黒潮町加持、〇〇さん。借受人、同じく高知県農業公社です。

場所としまして、上からすいません、入野字五本松とありますがすいません、〇〇が正しいです。すいません、訂正をお願いします。場所としまして、旧国道から平成団地へ入っていく途中の場所となります。内容としましては、水稻となっております。

ります。

次の、浮鞭字社〇〇、これがですね、湊川へ入っていく道沿いの場所になります。内容としまして露地野菜です。

次の加持字三島〇〇。こちらは加持の広い水稲ができる田んぼの場所になっています。

こちらですが4-12から4-14は、個人と農地中間管理機構とで利用権を設定後、〇〇と利用権を設定することとなっております。

3ページをお願いします。

ここからは相対で当事者同士で利用権を設定するものとなります。

まず整理ナンバー4-15（大方4-15）、貸付人、ちょっと見にくいですが〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さんです。

4-16（大方4-16）、〇〇〇〇さん。借受人、同じく〇〇〇〇さんです。

4-18（大方4-18）、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さんです。

4-15から4-17は〇〇さんという方が黒潮町では新しく借受をされるということで、すべて田野浦でニラの栽培をすることとなっております。

4-18、〇〇さんは同じ場所での再設定となっております。

今回の合計面積すべて足しまして、1万1,028㎡の利用権設定となっております。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。  
何かこの件に関して質疑のある方は挙手願います。

議 長 この本田団地のところ、ニラゆうて書いちゆうけど、これ露地でやるがか。

〇〇委員 ハウス。この前亡くなった〇〇さんのところ。

事務局 〇〇さんは〇〇さんの娘さんです。今これ住所が、愛媛県になってますけど、最近転入されてですね、入野に今お住まいになってます。

議 長 〇〇とかあの子が後始末してやっている。

〇〇委員 そこまでしてね、あと自分が責任持ってやるがいややけんいうてね。農協へニラの選別から選果を、来よったにね、最後まで来てくれよったがよ。その人がやめて自分がやりたいゆうて。

議 長 いうたら全部ハウスか。

〇〇委員 打越ひとつ、本田ひとつと思う。

議 長 何か。はい、〇〇さん。

〇〇委員 〇〇よ。うちのもんが雇うて4時あたりで出ていきよった。何作りようが。〇〇、タバコを作りゆう人らあとか、親父は知っちようがやけど。湊川の人がタバコ作りよったけん。タバコじゃろうとは思うけん。

事務局 現況は葉タバコと書いてますね。

〇〇委員 タバコ植えちよう、〇〇さんが。

議 長 タバコやめて戻すということ。

事務局 そうですね、露地野菜ですから。

〇〇委員 集会所の隣にタバコ植えちよるががあるね。そこしか〇〇さんの土地はない。

議 長 結構面積も広いもんね。2反半ばあのね、2反5畝ばあ。

〇〇委員 湊川の人が高齢でタバコやめたところ。

議 長 あそこの入り口のところやろ。あそこ広いもんね。

〇〇委員 公社がね。だいたい。農業公社よ、黒潮町の。それがだいたい、あのあたりずっと希望しちようがやけん。違う人が借りちよう。

事務局 そうですね。露地野菜としか書いてない。

議 長 県の農業公社よね。〇〇やけん、露地野菜は何か聞いちょらん？

事務局 そうですね、露地野菜としか。確認しましょうか。

議 長 露地野菜にもいろいろあるけん。

〇〇委員 田んぼのところは、借り賃よね。ゼロになって、もう田んぼはだいたいゼロゆうがは相場になったんですか。

議 長 これは農業公社としてはゼロながやないろうかと思うがよ。公社は支払わんけど、一応地主と借主がなんぼというようなあれで。農業公社からは借賃は払わんと。こういうがやないろうかと思うがやけど。

事務局 そこは、上にも公社から〇〇円って出ちょうけん。これはほんとに〇〇ながですわね。

酒井委員 田んぼはだいたい〇〇になってきゆうけど、それは相場になってきゆうがかなと。

議 長 けんど面積的にもなかなか広いとこやけんね、あそこは。

〇〇委員 〇〇さんが言うたように、今後、黒潮町の農業公社などが新規就農でハウス建ちょうときによ、〇〇で買うがか、そこらが言うたら自分ら立ち会うときあるけど、交渉の差がよ。この人らは全部になっちょうになんてうちは米6俵ぞとかいうあれが出てくるわね。だいたいいろいろあるけど、〇〇というのがなんか。ハウス建つがもハウスの場所やけんど、水はけもいいし、水田もきれいな水でとゆうこと。

〇〇委員 使用目的によるがやないかね。施設園芸になったら。施設作るゆうて10年くらいはね、ハウスなどは10年くらいは。露地の野菜とか水稻やったら嫌になったら変えられるわけね。

議 長 利用権の設定は何年とかいうようなあれは。

事務局 10年になってますね、ここは。

議 長 10年ゆうたら結構長いけんど、ずっとゼロに、なかなかあれやね。本人が納得しちょうもんならあれやけんど。

事務局 今の相場を平均して、役場としてもホームページで貸し賃は公表しようので、適正な価格で貸し借りが行われるのが望ましいと。それはありますわね。



議 長 だいたい普通の相場で、水稻やったら1反で米1俵とか。そういうようなのは相場は相場やけど。なかなか借り手が決めるわけにはいかん、貸し手がなんぼで作ってくりと。ゼロでもかまんというようなことやったらゼロでも。

〇〇委員 これは貸し借り10年って決まっちゃうのかよ。

議 長 いやそんなこたない。

事務局 これは当事者間でそう決めちょう。

〇〇委員 出口の方でもミカンを〇〇とは30年ゆうて契約しちょうがよ本人ら。

議 長 30年。ちょっと極端すぎることはないか。けど、利用での設定で出てくるがだいたい10年とか。

西村委員 園芸で10年ゆうたらいかなね、なり始めたらもう返さないかん。

議 長 また再設定になりやせん。

事務局 期間は当事者間で話して決めておるところですね。

〇〇委員 今日その新規のことが聞かれるが、だいたい反当どれくらいばあで貸せれる言うたらわからんとき、黒潮町の農業委員会に言うたらだいたいこういう設計なっちゃうけんゆうて、私らあも説明してやったけど、これもなかなか説明ができん。

事務局 そうですね、適正なものとはかけ離れたものになっていったら。

〇〇委員 黒潮町のだいたい家屋やったらればあ、田んぼやったらればあゆうあれがあるがやる。

事務局 1年間に設定されたがを平均して実績の価格として毎年公表しようので、それが、適正なものでなくなってくるゆうのはあります。

〇〇委員 作る場所にもよるけんどね。便利の悪いがどうやけん、あら作るがいややけん作ってくれんかというようなところはもうゼロで。

〇〇委員 この〇〇さんの場合やったらもう1等地やけんね。1等地でここがゼロゆうがはね。

議 長 多分この場合は結構耕作料払いよろ。

〇〇委員 〇俵。昔〇俵やったけど、〇〇の。

議 長 タバコは普通のあれよりかずっとよかったと思うがよね。このゼロゆうがはなかなか自分らがこらいかんと言うことできよらないかんけど、当人同士がそういうあれやったら。

〇〇委員 耕作放棄地が増えてきようきよ。荒らすよりは耕作してもろうた方がえいゆう考えの人も多い。ゼロ円でかまんき、なんとか耕作してもらいという。

議 長 まあ、あそこのこのタバコのあたりは便利もえいし、ほんまに1等地よね。

〇〇委員 それが、今後10年以内によ、その南側に高速できるがよ。確実にもう分かっちゃうけど。そこにハウス農家の方らあが半分とられるがぜ。半分じゃとれんけんゆがで、〇〇君もそこらあたり欲しいいうあれがあるやいか。どうせとられるけん。これがゼロになったら、またそういう農家がよ、こういう土地で農地あれするとき、あこがゼロやったらお前んとこは〇〇かえという。交渉の場が、足しにくいわね。

議 長 なかなかけんどそらいかんけんゆうわけにもいかなあね。決めるゆうたち自分らが。農業委員会にこれちょっと決めるゆうわけにもいかん。当人同士で納得済みでやっちゃうがやろうと思うぜ。

〇〇委員 期間が長い、1年くらいのがやったらゼロでかまなというがはあるろうけど。

事務局 公社が間入ってるんで、一定そういう話はしながらやとは思いますがですけど、それでもゼロになってますね。

議 長 今度機会があったらこの公社に聞いてみたらいい。どういう理由でゼロのがぞと。

〇〇委員 今聞いたらいいわえ。電話で今。

〇〇委員 それ聞いちゃかんことには今後の黒潮町の土地の貸借のがでも、全部ゼロにするがかえというあれに足さな。

議 長 今すぐゆうがもなかなかそのへんも大変やろうと思うけん。

事務局 ちょっとこのゼロゆうこと、他の県内の事例とかも含めていろいろ聞いときます。

議 長 この利用権の制定につきまして、承認されます方。いいですかね、もう質疑は。いいですかね。

承認されます方挙手願います。

挙手全員です。

議案第3号につきましては承認をされました。

続きまして議案第4号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議につきまして事務局の方より説明をお願いします。

事務局 議案第4号と書かれた資料をお願いします。

認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議が1件でしております。

番号1番、〇〇さん。内容としまして、コンバインの更新です。

1ページからお願いします。そうですね、まずこちらが利用計画認定の申請書となっております。

右側の2ページの中段あたりから確認してください。今回の借入申し込み金額が〇〇円です。最終償還期限としまして、〇〇〇〇となっております。

事業計画につきまして、ヤンマーのコンバイン事業費〇〇円、サンバイザー〇〇円で合計〇〇万円となっております。その下の資金計画としまして、借入金が〇〇となっております。

3ページと、4ページが経営改善資金計画書となっております。

ちょっととびまして、8ページが今回の見積書となっております。

この後9ページ以降が機種のカatalogとなっております。今回の件につきましては、前回のハウスのような補助金がありませんので、今回の〇〇と〇〇での計画となっております。

こちら〇〇さんですけども、主に下田の口の岩合代の方で、利用権の設定や自作の方もされております。利用権の設定面積が1万8,313㎡、自作面積が5,401㎡、合計2万3,714㎡となっております、主にキュウリや水稻、それから施設レモンなどを

耕作されております。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より、説明がありました。この借入金に対して何か質疑質問ある方举手願います。

〇〇委員 あのレモンの施設よ。あれは、農業公社か。個人やけんど、建てたがは農業公社やけん近代化とか。ここに普通、農業公社やったらあるけど全然これにないけん。で公社に支払いようがか、ハウス自体、それがのってないけん、農業公社のレンタルハウスのがはこれに。

議 長 あれとこれは違うやろ、これは近代化資金やけんね、農協の方の。レンタルハウスとかしようのはあれは補助金やない？

事務局 あれはそうですね

議 長 このがは補助はないがやけん。近代化資金として、機械を買うために近代資金で借りたいと。

事務局 そうですね、ハウスでしたら町と JA から補助金がでるがですけど、これはそういった補助金がないので。

議 長 〇〇いうたらうちの田んぼの隣の人でないが、あれ違う。うちの田んぼが西持代の隣で作りようけん、あの人じゃない。

〇〇委員 5 ページの下から 2 段目にレンタルハウスいうあるやか。これにのっちよるけんど、コンバインに対してはかまんという。

議 長 何を。

〇〇委員 5 ページに下から 2 段目にレンタルハウス。全体金額これのっちよるけんどよ。

議 長 5 ページ。レンタルハウス書いちよるね、まこと。字がこんまいきわからんけど。

〇〇委員 近代化も返済がしていかないかん。負担金は返済していかないかん。こっちに書かんででええがかな思うて。

〇〇委員 3ページの下の方に借入金の状況っていうのが書いてますけども、それが5ページの農業負債の長期でしょうかね。

事務局 近代化資金で平成26年と平成30年に借入を行っていますね。令和元年もありますね。ちょっと確認させて構いませんか。

事務局 お待たせしてしました。近代化資金につきましては、特にいくつまでっていう縛りはないそうです。計画が立てれば、問題はないということになっているみたいです。ここに書いている通りその3つ、近代化資金が入れられていますので、ハウスキュウリと、乾燥機と、ハウスレモンにあてられているそうです。

議長 ハウスレモンというのはあれよね。施設をたてるためのあれか。

事務局 そうですね。

議長 特にそしたら、その今回借入に関しても問題はないと、

事務局 問題ないそうです。

議長 償還能力があればかまんと。

事務局 そうです。

議長 そういうことやね。〇〇さん分かったかね。

〇〇委員 分かった。

議長 これはよ、ね。どこがこれ中のこれらを審査しようが。近代化。

事務局 農協やないろうかと思います。

〇〇委員 4ページ見てくれて。下。現在の実績で一反当たり〇〇キロ米とりようがよ。将来的に〇〇キロに落ちちようがよ、これ、かまんろかね。

議長 これはどういうことやろかね。

〇〇委員 こういうことは、ありえんろ。増やそうかという考えやったら、〇〇kgを〇〇kgにしようかという考えやったらあれやけど、収量を減らそうかという考えは、ちょっとおかしいと思うんやけど。みんなちょっとでも獲ろう思うて一生懸命なりようがを、数量減らしようがやけん。

議 長 これは目標やけん、わからんけんどね。どうなるか分からんけんど、そればとれんかも分からんと。ようなことで書いちょうがろうと思うけんど。

事務局 ごめんなさい、その見方ながですが、目標に対しての実績が左側ゆうことなのかなと。

〇〇委員 目標が、平均が〇〇kg ゆうがが黒潮町の平均やないか。

議 長 町の平均がこれなが。

〇〇委員 そうそう多分ね。それで実績が増えちゅうと。

事務局 そうですね、水稻以外はそうですね。

議 長 これ町の目標やも。

〇〇委員 本人の目標やないが。

議 長 本人じゃないろ。町全体のあれがこれだけで、実績としてやけんこれついちゅうがやないろうかと思うがよ。

事務局 そうですね、決められちょう、町のゆうがやと思います。

議 長 町全体の目標数量ゆうががこれで、それからその目標に対しての実績が増えちゅうということよ。よけとっちょうということよ。

〇〇委員 レモンはたいちゃ減っちょうね。

事務局 水稻以外はそうですね。

議 長 現在の実績よりか成らないかなにゃ。やっぱ何年かの目標は目標で。

〇〇委員 これ数字間違うちょうがやない、5カ年計画、5ページ。農業粗収入よね。それの水稲の分全部数字一緒ながやけん。全部。

議 長 一緒。字がこんまいき見えん。

〇〇委員 〇町〇反、これでkg、生産量が。全部一緒やもん。

議 長 そうやね、3年目、4年目。

議 長 5年目までがそうやね。

〇〇委員 米の場合はこんなあれかもしれん。レモンとかやったら最初わかるけど。木が小さいときは収穫できんゆうがはあるけど、木が3倍にも4倍にもなって、〇〇kgね、あれはたてるけど、水稲の場合たてれんがやも。売上高は全部。

〇〇委員 数字が出ちょうけん。数字が書き間違ちごうたがじゃないろうかと思うた。年間の収量と面積が一緒やけん。

議 長 目標が落ちられなね。

事務局 そうですね。  
生産量はずっと一緒で。

議 長 ここが落ちちよらね。実績に対して額が、〇〇kgと〇〇kgゆうことに、水稲の場合。これ同じもんやったら同じにならにやいかん。ずっと一緒やったら、5年間ずっと一緒やったら。これが安なるゆうこともないがよね、キロやけん。

〇〇委員 1年目2年目3年目は目標やき、とりあえず予定やないかな。

議 長 まあそうやね。  
多分まだわからんづくにまあこれくらいはあるろうというよなことで5年間の計画で書いちょうがやろうね。返済能力というか償還能力があればかまんがね。ないですか、他にないですかね。  
なければ承認受けたいと思いますが。この借入人について承認されます方挙手願

います。

挙手全員です。

議案第 4 号についても承認されました。

(午後 3 時 27 分終了)